



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	〃
・公有水面埋立ての免許（2件）	港 湾 課
・公有水面埋立地の用途変更の許可	〃
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・落札者等	文 化 振 興 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
◎ 正 誤	
・令和2年3月3日付け長崎県公報第10903号中	道 路 維 持 課

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第40号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>22,200円</u> 以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学 技士及び歯科衛生士 1人1日 <u>15,100円</u> 以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>14,700円</u> 以内	別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>21,600円</u> 以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学 技士及び歯科衛生士 1人1日 <u>15,200円</u> 以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 <u>14,600円</u> 以内

エ 略	エ 略
オ 救急救命士 1人1日 11,600円以内	オ 救急救命士 1人1日 11,500円以内
カ 大工 1人1日 24,500円以内	カ 大工 1人1日 23,800円以内
キ 左官 1人1日 23,300円以内	キ 左官 1人1日 22,600円以内
ク とび職 1人1日 22,200円以内	ク とび職 1人1日 21,600円以内
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

告 示

長崎県告示第579号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども未来課関係						別表（第2条関係） こども未来課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	放課後児童健全育成事業費補助金	略	放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	放課後児童クラブ職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10	市町	1	放課後児童健全育成事業費補助金	略		
			児童厚生施設（児童館）における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	児童厚生施設（児童館）職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10						
2	略					2	略				
3	長崎県保育対策総合支援事	略	児童福祉施設（児童館を除く。）において、		10分の10	市町	3	長崎県保育対策総合支援事	略		

	業費補助金	く。)における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	感染症対策の徹底を図り、事業を継続的に実施していくための環境整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。		
4～19 略					
20	教育支援体制整備事業費補助金	認定こども園の設置促進を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 1 略 (1) 遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備 (2) 幼稚園職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費 2 略	1(1)ア 及び イ 略  1(2) 10分 の10  2 略	1(1) 略  1(2) 市町及び幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)の設置者  2 略
21～25 略					

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～19 略					
20	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助	児童養護施設入所児童等の生活向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) ファミリーホーム等開設	(1) 略	(1) 略

	業費補助金				
4～19 略					
20	教育支援体制整備事業費補助金	認定こども園の設置促進を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 略  (2) 略	(1)ア 及び イ 略  (2) 略	(1) 略  (2) 略
21～25 略					

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～19 略					
20	ファミリーホーム等開設支援事業補助金	ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等を実施することによ	ファミリーホーム措置児童等の生活向上に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	略	略

金	支援事業 (2) 児童養護施設等の生活環境事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。）	(2) 10分の10	(2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置者又は里親	り措置児童の生活向上を図る。
---	---	------------	--	----------------

こども未来課及びこども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	長崎県地域子ども・子育て支援事業費補助金	略	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 利用者支援事業 (2) 一時預かり事業 (3) 地域子育て支援拠点事業 (4) 乳児家庭全	10分の10	市町

こども未来課及びこども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	長崎県地域子ども・子育て支援事業費補助金	略			

			<p>戸訪問事業</p> <p>(5) 養育支援訪問事業</p> <p>(6) 子育て短期支援事業</p> <p>(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>(8) 延長保育事業</p> <p>(9) 病児保育事業</p>								
5	地域少 子化対 策重点 推進事 業補助 金	市 町 が 実 施 す る結婚に 対する取 組並びに 結婚、妊 娠、出産 及び乳児 期を中心 とする子 育てに温 かい社会 づくり並 びにその 機運の醸 成の取組 としての 地域少子 化対策重 点推進事 業を支援 し、地域 における 少子化対 策を推進 する。	<p>(1) 令和2年度 地域少子化対 策重点推進交 付金実施要領 に基づく事業 のうち、次に 掲げる取組に 係る経費 ア及びイ 略</p> <p>(2) 令和元年度 地域少子化対 策重点推進交 付金実施要領 (令和元年度 補正予算)に 基づく事業の うち、次に掲 げる取組に係 る経費 ア 自治体間 連携を伴う 取組に対す る支援 イ 子育てに 寄り添う地 域づくり支 援 ウ 優良事例 の横展開支 援</p>	(1) 略	略	5	地域少 子化対 策重点 推進事 業補助 金	市 町 が 実 施 す る結婚に 対する取 組並びに 結婚、妊 娠、出産 及び乳児 期を中心 とする子 育てに温 かい社会 づくり並 びにその 機運の醸 成の取組 としての 地域少子 化対策重 点推進事 業を支援 し、地域 における 少子化対 策を推進 する。	<p>(1) 平成30年度 地域少子化対 策重点推進交 付金交付要綱 に基づく事業 のうち、次に 掲げる取組に 係る経費 ア及びイ 略</p> <p>(2) 平成29年度 地域少子化対 策重点推進交 付金交付要綱 (平成29年度 補正予算)に 基づく事業の うち、次に掲 げる取組に係 る経費 ア 優良事例 の横展開支 援 イ 総合的な 結婚・子育て 支援 ウ 地方自治 体と連携し た企業・団 体・学校等 の自主的な 取組に対す る支援 エ 企業・団 体・学校等 の創意工夫 を活かした 地域ぐるみ の取組支援</p>	(1) 略	略

**長崎県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
路線名 重尾長畑線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市瀬道町110番1地先から 佐世保市瀬道町112番1地先まで	前	14.7~14.7	0.5	
	後	14.7~18.5	0.5	

**長崎県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

道道路の種類 一般県道  
路線名 扇山公園線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字前ノ平1番60地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字前ノ平1番60地先まで	前	14.3~29.0	51.0	
	後	14.4~34.8	51.0	

**長崎県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 山口南有馬線	南島原市南有馬町乙字尾巖場3392番地先から 南島原市南有馬町乙字尾巖場3405番1地先まで	令和2年8月28日

**長崎県告示第583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 重尾長畑線	佐世保市瀬道町110番1地先から 佐世保市瀬道町112番1地先まで	令和2年8月28日

**長崎県告示第584号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

## 1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和2年7月30日
- (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
 名 称 長崎県  
 所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
 代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道  
 代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- (3) 埋立区域
  - ア 位置  
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272番14から2050番3に至る地先公有水面
  - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
  - ウ 面積  
182.67平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
  - ア 位置  
長崎県東彼杵郡下組郷268番から2053番に至る地先公有水面
  - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
  - ウ 面積  
2,570.43平方メートル
- (5) 埋立地の用途  
海岸保全施設用地

## 2 縦覧の場所及び期間

- (1) 縦覧の場所
  - ア 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
  - イ 長崎県佐世保市木場田町3番25号  
長崎県県北振興局建設部建設管理課
  - ウ 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518-1  
川棚町役場
- (2) 縦覧の期間  
告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第585号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願が

あった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

## 1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和2年8月12日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県対馬市豊玉町字貝鮎481番から263番イ第1に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,169.32平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県対馬市豊玉町字貝鮎481番から263番イ第1に至る間の地内及び同地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

13,137.19平方メートル

(5) 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県対馬市厳原町宮谷224番地

長崎県対馬振興局

ウ 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

## 長崎県告示第586号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関し埋立地の用途変更の許可申請があった。

なお、その関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

堂崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

## 1 申請年月日

令和2年8月12日

## 2 申請人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号



代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道  
 代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立ての免許年月日及び番号

平成9年4月28日  
 長崎県指令8港許第91号

4 埋立地の用途

【変更前】

用 途	配 置	規 模
スポーツ・レクリエーション施設用地	① 埋立地の中央部の南側にあつて、道路用地(1)と(2)の間に位置 ② 埋立地の中央部にあつて、道路用地(1)と商業施設用地(1)との間に位置	約 4.6ha
緑地	埋立地南西側にあつて、道路用地(2)と(3)との間に位置	約 2.2ha
業務施設用地	① 埋立地の中央部の東側南寄りにあつて、道路用地(1)と(4)との間に位置 ② 埋立地の東端の北側にあつて、下水処理場用地と道路用地(5)との間に位置 ③ 埋立地の北東側にあつて、文化施設用地と道路用地(5)の間に位置	約 3.9ha
流通施設用地	埋立地の中央部の東側北寄りにあつて、業務施設用地(1)と道路用地(5)との間に位置	約 0.7ha
商業施設用地	① 埋立地の中央部の北側にあつて、スポーツ・レクリエーション施設用地(2)と既存陸域（国道）の間に位置 ② 埋立地の北西側にあつて、道路用地(2)と既存陸域（国道）との間に位置。	約 2.3ha
住宅用地	埋立地の西側北寄りにあつて、交流施設用地及び福利厚生施設用地と道路用地(3)との間に位置	約 1.8ha
福利厚生施設用地	埋立地の西側中央部にあつて、交流施設用地と道路用地(3)との間に位置	約 0.6ha
交流施設用地	埋立地の西側中央部にあつて、福利厚生施設用地と道路用地(2)との間に位置	約 0.5ha
文化施設用地	埋立地の北側の東端にあつて、業務施設用地(3)と既存陸域（国道）との間に位置	約 0.1ha
下水処理場用地	埋立地の南東側にあつて、業務施設用地(2)と道路用地(5)との間に位置	約 1.0ha
道路用地	① スポーツ・レクリエーション施設用地(1)、(2)、商業施設用地(1)と業務施設用地(1)、流通施設用地、業務施設用地(3)、文化施設用地との間にあつて、埋立地の中央部の東寄りを南北に縦断する位置及び埋立地の中央部の南寄りを東西に横断し、道路用地(2)に至る位置	約 3.9ha

	<p>② スポーツ・レクリエーション施設用地(1)、(2)、商業施設用地(1)と商業施設用地(2)、住宅用地、交流施設用地、緑地との間にあつて、埋立地の中央部の西側を南北に縦断する位置</p> <p>③ 埋立地の西端を南北に縦断及び住宅用地商業施設用地(2)の間にあつて、東西に横断し、道路用地(2)に至る位置並びに緑地と交流施設用地、福利厚生施設用地との間にあつて、東西に横断し、道路用地(2)に至る位置</p> <p>④ 業務施設用地(1)、流通施設用地と業務施設用地(2)、下水処理場との間にあつて、埋立地の東側の中央部を南北に縦断する位置</p> <p>⑤ 埋立地の南端を東西に横断し、東端を南北に縦断する位置及び埋立地の北東端から流通施設用地と業務施設用地(3)との間を東西に横断し、道路用地(1)に至る位置</p>	
水路用地	<p>(A) 埋立地の背後陸域(国道)と商業施設用地(1)、道路用地(1)、文化施設用地との間を東西に横断する位置</p> <p>(B) 埋立地の背後陸域(国道)と商業施設用地(1)、道路用地(2)、商業施設用地(2)との間を東西に横断する位置</p>	約 0.1ha
護岸用地	埋立地の北側陸域を除く、全外周に位置	約 0.5ha
合 計		約 22.2ha

【変更後】

工区	用途	配置	規模
1工区	流通施設用地	埋立地の東側に位置	約 5.2ha
	道路用地	①は、埋立地の東側にあつて、護岸に接し北側から南側に伸び、さらに西側に伸びる位置 ③は、埋立地の中央東寄りにあつて、1工区流通施設用地と3工区業務施設用地②との間に位置 ⑥は、埋立地の中央北寄りにあつて、1工区流通施設用地、3工区業務施設用地②と2工区業務施設用地①との間に位置 ⑦は、2工区業務施設用地①と3工区業務施設用地④との間に位置	約 1.3ha
	水路用地②	埋立地北端にあつて、国道251号と3工区業務施設用地④との間に位置	約 0.1ha
	護岸用地	埋立地東側と南側に位置	約 0.1ha
2工区	業務施設用地	埋立地北東側にあつて、1工区道路用地⑥、⑦2工区道路用地⑧、2工区水路用地①及び2工区護岸用地②との間に位置	約 2.8ha

	道路用地	埋立地北端にあつて、国道251号と2工区業務施設用地①との間に位置	約0.1ha
	水路用地①	埋立地北端にあつて、国道251号と2工区業務施設用地①との間に位置	約0.1ha
	護岸用地	埋立地北東端に位置	約0.1ha
3工区	業務施設用地	②は、埋立地中央にあつて、1工区道路用地③、⑥および3工区道路用地②、④との間に位置 ③は、埋立地の西側にあつて、3工区道路用地②、④、⑤との間に位置 ④は、埋立地北西側にあつて、1工区道路用地⑦、3工区道路用地②、⑤、3工区護岸用地③および1工区水路用地②との間に位置	約10.9ha
	道路用地	②は、埋立地の南側を東西に、西側を南北に護岸に接して伸びる位置 ④は、埋立地中央西寄りにあつて、業務施設用地②と業務施設用地③との間に位置 ⑤は、埋立地中央にあつて、業務施設用地③と業務施設用地④との間に位置 ⑨は、埋立地北側にあつて、ごく小規模で3工区業務施設用地④の北東端に位置 ⑩は、埋立地北側にあつて、ごく小規模で水路用地②と3工区業務施設用地④との間に位置	約1.2ha
	護岸用地	埋立地南側、西側および北西端に位置	約0.3ha
合 計			約22.2ha

5 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

- ・長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
- ・長崎県島原市城内1丁目1205番  
長崎県島原振興局建設部
- ・長崎県南島原市西有家町里坊96番地2  
南島原市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第587号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年8月31日から適用する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

表の23の項を次のように改める。

23	削除
----	----

---

**公 告**

---

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 業務名  
アルカスSASEBO吸収式冷暖房機修繕業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県文化観光国際部文化振興課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2768
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和2年8月4日
- 5 落札者  
長崎県長崎市栄町1番25号長崎MSビル  
太平ビルサービス株式会社 長崎支店 支店長 増永 富男
- 6 落札価格  
45,700,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日  
令和2年6月23日
- 8 落札方式  
最低価格

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷877番地5  
浦辺 則雄  
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷802番地6  
浦辺 満徳
  - (2) 加入区  
神部加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
神部漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷639番地  
神部漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、峰町三根土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年8月28日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
永 留 豊 臣	対馬市峰町三根1449	阿比留 伴 一	対馬市峰町三根313-2
永 留 政 幸	対馬市峰町三根1466	永 留 静 夫	対馬市峰町三根1533
阿比留 俊 也	対馬市峰町三根1201	阿比留 俊 也	対馬市峰町三根1201
永 留 正 司	対馬市峰町三根1090	永 留 秀 敏	対馬市峰町三根1035
早 田 正 和	対馬市峰町三根443	永 留 寿 実	対馬市峰町三根1459
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 村 公 明	対馬市峰町三根1478	永 留 秋 廣	対馬市峰町三根1475
阿比留 幸 蔵	対馬市峰町三根584-2	御手洗 輝 美	対馬市峰町三根1068

正 誤

令和2年3月3日付け長崎県公報第10903号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
210	12	五島市富江町松尾字江川638番3地先	五島市富江町松尾字泉河638番3地先

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田宏  
印刷  
弥ト